

○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

平成5年3月22日

規則第2号

[昭和53年3月31日規則第14号金沢市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則を全文改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(金沢市廃棄物総合対策審議会の会議)

第3条 金沢市廃棄物総合対策審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(大規模建築物の範囲)

第4条 条例第19条第1項に規定する規則で定める大規模建築物は、次に掲げる建築物（以下「大規模建築物」という。）とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗及び同項に規定する一の建物であって、その建物内の店舗面積（同条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める建築物

(平12規則118・一部改正)

(事業系廃棄物減量化計画書の提出)

第5条 条例第19条第2項の規定による計画書の提出は、毎年5月31日までに、その年の4月1日以後1年間についての事業系廃棄物減量化計画書（様式第1号）により行わなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第6条 条例第19条第3項の規定による廃棄物管理責任者は、当該大規模建築物の管理について権限を有する者（所有者を含む。）でなければならない。

2 条例第19条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、廃棄物管理責任者選任届（様式第2号）により、当該選任の日から30日以内に行わなければならない。

(一般廃棄物処理計画の実施計画の公表)

第7条 市長は、条例第23条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（第11条の2及び第13条第3号において「一般廃棄物処理計画」という。）のうち、翌年度の事業について定める実施計画を、毎年3月31日までに公表するものとする。

(平29規則34・一部改正)

(粗大ごみ)

第8条 条例第26条第1項に規定する規則で定める長さ又は重量の比較的大きい家庭系廃棄物（以下「粗大ごみ」という。）は、別表第1に定める物品で、最大の辺若しくは径がおおむね70センチメートルを超え、又は重量がおおむね20キログラムを超えるもの（第9条に該当するものを除く。）とする。

(平14規則99・追加、平20規則91・一部改正、平29規則34・旧第8条の2繰上)

(搬出物の収集等を行うことができる者等)

第8条の2 条例第26条の2第1項に規定する市長が指定する者は、金沢市一般廃棄物事業協同組合とする。

2 条例第26条の2第2項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、別表第2に掲げる物とする。

(平20規則91・追加、平23規則43・一部改正、平29規則34・旧第8条の3繰上)

(排出禁止物)

第9条 条例第28条第1項第4号に規定する規則で定める長さ又は重量の著しく大きい一般廃棄物は、最大の辺

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

若しくは径がおおむね2メートル以上又は重量がおおむね55キログラム以上の一般廃棄物とする。

(平13規則59・平14規則99・一部改正)

(本市が処分する産業廃棄物)

第10条 条例第33条第1項に規定する規則で定める産業廃棄物は、本市の区域内において生じた産業廃棄物(有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のあるもの又は著しい悪臭を伴うものを除く。)で、次に掲げるものとする。

- (1) 燃え殻(市長が別に定める当該燃え殻の性状に係る基準に適合しているものに限る。)
- (2) 汚泥(含水率80パーセント以下のものであって、市長が別に定める当該汚泥の性状に係る基準に適合しているものに限る。)
- (3) ガラスくず(自動車等破砕物を除く。)、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び廃石膏ボードを除く。)
- (4) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定めるもの

(平13規則59・平14規則33・平18規則56・平19規則79・一部改正)

(粗大ごみの収集等の手数料)

第10条の2 条例別表第1第2号の項に規定する品目別に規則で定める額は、別表第1に定めるところによる。

(平14規則99・追加、平29規則34・一部改正)

(廃棄物カード)

第11条 条例第34条第3項の規定による前払式証票(以下「廃棄物カード」という。)の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 廃棄物カードには、10,000円を単位として入金(条例第33条第1項に規定する埋立場に搬入する一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料をあらかじめ納付し、その額を電磁的方式により廃棄物カードに記録することをいう。)をするものとする。
- 3 廃棄物カードは、再発行しない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、既に発行した廃棄物カードが磁気の影響、破損等の理由により使用できなくなったときは、市長は、当該使用できなくなった廃棄物カードの残りの金額が確認できる場合に限り、当該残りの金額が記録された廃棄物カードを再発行することができる。
- 5 前項の規定により廃棄物カードの再発行を受けようとする者は、使用できなくなった廃棄物カードを提出して、市長に申請しなければならない。

(平5規則84・全改、平14規則99・令2規則37・一部改正)

(廃棄物処理手数料を徴収しない燃やすごみ又は埋立てごみ)

第11条の2 条例第34条の2第1項に規定する規則で定める燃やすごみ又は埋立てごみは、紙おむつ、せん定枝その他一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ又は埋立てごみとする。

(平29規則34・追加)

(指定ごみ袋)

第11条の3 条例第34条の2第1項に規定する指定ごみ袋(次項において「指定ごみ袋」という。)の様式は、様式第3号の2のとおりとする。

- 2 指定ごみ袋は、再交付しない。

(平29規則34・追加)

(指定納付受託者への委託による手数料の納付等)

第11条の4 条例第34条の3第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する手数料(粗大ごみ又は条例第26条第1項に規定する臨時多量ごみ(以下「臨時多量ごみ」という。)の収集等に係るものに限る。)の納付(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2第2号の電子情報処理組織による通知に基づくものに限る。)を同条に規定する指定納付受託者に委託して行った者とする。

- 2 前項に規定する者は、同項の委託をしたときは、収集等を受けようとする粗大ごみ又は臨時多量ごみに収集日その他市長が指定する事項を記載した紙等を添付しなければならない。

(令3規則55・追加)

(ごみ処理券)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

第11条の5 条例第34条の3第1項に規定するごみ処理券（以下この条において「ごみ処理券」という。）の様式は、様式第3号の3のとおりとする。

2 条例第34条の3第1項の規定によりごみ処理券の交付を受けた者は、収集等を受けようとする粗大ごみ、臨時多量ごみ又は犬、猫等の死体に当該ごみ処理券を添付しなければならない。

3 ごみ処理券は、再交付しない。

4 前項の規定にかかわらず、既に交付したごみ処理券が汚損、破損等の理由により使用できなくなったときは、市長は、当該使用できなくなったごみ処理券に記載されている金額が確認できる場合に限り、ごみ処理券を再交付することができる。

5 前項の規定によりごみ処理券の再交付を受けようとする者は、使用できなくなったごみ処理券を提出して、市長に申請しなければならない。

（平14規則99・追加、平29規則34・旧第11条の2繰下・一部改正、令3規則55・旧第11条の4繰下・一部改正）

（廃棄物処理手数料の減免の申請）

第12条 条例第35条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（保管場所の届出を要する産業廃棄物）

第12条の2 条例第42条第1項に規定する規則で定める産業廃棄物は、工作物の新築、増築、改築若しくは除去に伴って生じた産業廃棄物又は当該産業廃棄物の中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。以下同じ。）を行った後の産業廃棄物とする。

（平16規則88・追加）

（保管場所の届出書）

第12条の3 条例第42条第1項の規定による届出は、保管場所届出書（様式第4号の2）により行うものとする。

（平16規則88・追加）

（届出の対象となる保管場所の面積）

第12条の4 条例第42条第1項ただし書の規則で定める面積は、200平方メートルとする。

（平16規則88・追加）

（産業廃棄物の保管及び処理に関する計画）

第12条の5 条例第42条第1項第4号の産業廃棄物の保管及び処理に関する計画で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管する方法
- (2) 保管する産業廃棄物の積上げ高さ
- (3) 保管する産業廃棄物の種類ごとの搬出先
- (4) 保管する産業廃棄物の種類ごとの処分方法

（平16規則88・追加）

（保管場所の届出事項）

第12条の6 条例第42条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 産業廃棄物を保管する土地において自ら中間処理を行う施設の有無
- (2) 保管場所として使用を開始する日及び使用を終える予定の日

（平16規則88・追加）

（保管場所の変更等の届出書）

第12条の7 条例第42条第2項の規定による届出は、保管場所変更・廃止届出書（様式第4号の3）により行うものとする。

（平16規則88・追加）

（保管場所の表示）

第12条の8 条例第42条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- (2) 保管場所の面積
- (3) 保管する産業廃棄物の数量

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

- (4) 保管する産業廃棄物の積上げ高さ
- (5) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

2 条例第42条第3項の規定による保管場所の表示は、様式第4号の4により行うものとする。

(平16規則88・追加、平18規則82・平29規則46・一部改正)

(保管場所に隣接する土地の所有者の承諾等を要する地域)

第12条の9 条例第43条の規則で定める地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

(平16規則88・追加)

(事前協議を要する開発事業)

第13条 条例第54条に規定する規則で定める開発事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める事業

(平16規則88・平29規則34・一部改正)

(身分を示す証明書)

第14条 条例第56条第3項に規定する証明書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(平16規則88・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可申請書等)

第15条 法第7条第1項若しくは第2項又は第6項若しくは第7項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書（様式第6号）
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書（様式第7号）

2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書（様式第8号）
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書（様式第9号）

(平15規則108・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可)

第16条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、次の各号に掲げる業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許可証を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第10号）
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証（様式第11号）

2 許可業者は、前項の許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書（様式第12号）を提出し、当該許可証の再交付を受けなければならない。

(平12規則118・平15規則108・一部改正)

(一般廃棄物処理業に係る廃止等)

第17条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第13号）により行うものとする。

(許可証の返還)

第18条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに第16条第1項の許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法第7条の4第1項又は第2項の規定により許可を取り消されたとき。
- (2) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(平11規則22・平12規則118・平15規則108・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請書)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

第18条の2 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第13号の2）によるものとする。

（平12規則118・追加）

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請書）

第18条の3 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第13号の3）によるものとする。

（平12規則118・追加）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第18条の4 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式第13号の4）を交付するものとする。

（平12規則118・追加）

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請書）

第18条の5 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第13号の5）によるものとする。

（平12規則118・追加）

（一般廃棄物処理施設等の使用前の検査結果の通知）

第19条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により検査を実施したときは、当該検査の結果を一般廃棄物・産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（様式第14号）により、当該検査を受けた者に通知しなければならない。

（平11規則22・平12規則118・平15規則108・平23規則35・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書）

第19条の2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第14号の2）によるものとする。

（平23規則35・追加）

（一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知書）

第19条の3 省令第4条の4の4の書面は、定期検査結果通知書（様式第14号の3）によるものとする。

（平23規則35・追加）

（一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出書）

第19条の4 省令第5条の4の2第1項又は省令第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第14号の4）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第19条の2繰下・一部改正）

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出書）

第19条の5 省令第5条の5第1項又は省令第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（様式第14号の5）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第19条の3繰下・一部改正）

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書）

第19条の6 省令第5条の5の2第1項又は省令第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第14号の6）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第19条の4繰下・一部改正、平29規則46・一部改正）

第19条の7 省令第5条の5の2の2第1項又は省令第5条の10の2の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第14号の7）によるものとする。

（平29規則46・追加）

（一般廃棄物処理施設等の改善又は使用の停止）

第20条 市長は、法第9条の2第1項又は法第15条の2の7の規定により、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずるときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善・使用停止命令書（様式第15号）により行うものとする。

（平11規則22・平12規則47・平15規則108・平23規則35・一部改正）

（熱回収施設設置者に係る認定の申請書）

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

第20条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第15号の2）によるものとする。

（平23規則35・追加）

（熱回収施設設置者に係る認定）

第20条の3 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し、熱回収施設設置者認定証（様式第15号の3）を交付するものとする。

（平23規則35・追加）

（熱回収施設設置者に係る休業等届出書の届出）

第20条の4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休業等届出書（様式第15号の4）によるものとする。

（平23規則35・追加）

（熱回収施設設置者に係る報告書）

第20条の5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書（様式第15号の5）によるものとする。

（平23規則35・追加）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第20条の6 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第15号の6）により行うものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第20条の2繰下・一部改正）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出書）

第20条の7 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第15号の7）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第20条の3繰下・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請書）

第20条の8 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第15号の8）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第20条の4繰下・一部改正）

（合併又は分割の認可の申請書）

第20条の9 省令第5条の12第1項の申請書は、合併・分割認可申請書（様式第15号の9）によるものとする。

（平12規則118・追加、平13規則59・一部改正、平23規則35・旧第20条の5繰下・一部改正）

（相続の届出書）

第20条の10 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書（様式第15号の10）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第20条の6繰下・一部改正）

（特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告書）

第20条の11 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第15号の11）によるものとする。

（平12規則118・追加、平23規則35・旧第20条の7繰下・一部改正）

（産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の届出書）

第20条の12 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理届出書（様式第15号の12）によるものとする。

（平15規則108・追加、平23規則35・旧第20条の8繰下・一部改正）

（産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の廃止等の届出）

第20条の13 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理廃止等届出書（様式第15号の13）により行うものとする。

（平15規則108・追加、平23規則35・旧第20条の9繰下・一部改正）

（報告の徴収）

第21条 市長は、法第18条第1項の規定に基づき、別表第3に定めるところにより報告を求めるものとする。

（平11規則22・平14規則99・平23規則43・令元規則34・令2規則60・一部改正）

（再生利用業の個別の指定の申請等）

第22条 省令第2条第2号、省令第2条の3第2号、省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号に規定する指定（以下「個別指定」という。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（様式第16号）によ

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

り市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき個別指定をしたときは、当該個別指定を受けた者（以下「個別指定業者」という。）に対し、再生利用個別指定業指定証（様式第17号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。
- 3 個別指定の事業の範囲の変更の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第18号）により市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

（再生利用業の廃止の届出等）

第23条 個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止しようとする者は、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第19号）に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止であるときは、当該届出書を提出した者に対し、指定証を書き換えて交付するものとする。

（再生利用業に係る変更の届出等）

第24条 個別指定の事業に係る次に掲げる事項のいずれかを変更した者は、再生利用個別指定業変更届出書（様式第20号）に指定証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的又は方法
- (5) 取引関係

- 2 市長は、前項の届出により指定証の書換えを必要とするときは、当該届出書を提出した者に対し、指定証を書き換えて交付するものとする。

（指定証の再交付申請等）

第25条 個別指定業者は、指定証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に再生利用個別指定業指定証再交付申請書（様式第21号）を提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

（個別指定の取消し）

第26条 市長は、個別指定業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該個別指定を取り消すことができる。

- (1) 第22条第1項又は同条第3項の申請において虚偽の申請をした者
- (2) 前号のほか、市長が取り消す必要があると認める者

（指定証の返還）

第27条 個別指定業者は、個別指定を取り消され、又は第22条第4項において準用する同条第2項に規定する変更の指定を受けたときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

（雑則）

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の金沢市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則の規定によってした申請、届出、処分その他の行為で、この規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によってした申請、届出、処分その他の行為とみなす。
- 3 平成5年度に限り、第5条の規定にかかわらず、同条中「毎年5月31日まで」とあるのは、「平成5年12月28日まで」とする。

附 則（平成5年12月28日規則第84号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日規則第21号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第47号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

附 則（平成12年9月29日規則第118号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第123号、中央省庁等改革のための関係法令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則第11条による改正）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第59号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第33号）

この規則は、平成14年5月30日から施行する。ただし、第10条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第99号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年12月15日規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月20日規則第88号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第60号による改正）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第57号、金沢市勤労青少年寮条例施行規則等の一部を改正する規則第7条による改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第62号、金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則第19条による改正）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第56号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月8日規則第79号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日規則第91号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第40号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第35号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第43号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第40号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

附 則（平成26年3月31日規則第40号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号の2の規定は、この規則の施行の日以後に交付するごみ処理券について適用し、同日前に交付したごみ処理券については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第46号、金沢市危険物規制規則等の一部を改正する規則第5条による改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第34号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成29年9月20日規則第46号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第38号）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号の3の規定は、この規則の施行の日以後に交付するごみ処理券について適用し、同日前に交付したごみ処理券については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日規則第31号、金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則第4条による改正抄）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第20号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則第4条による改正抄）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第34号）

この規則は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の処理に係る産業廃棄物に関する報告から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第37号）

- 1 この規則は、令和2年10月5日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定による廃棄物カード（以下「新カード」という。）の発行及び入金は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該入金について交付する現金領収証書の様式は、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第57条第1項の規定にかかわらず、同規則様式第32号とする。
- 3 当分の間、施行日前に改正前の第11条の規定により発行された廃棄物カード（残りの金額があるものに限る。）は、改正後の同条の規定にかかわらず、当該残りの金額に相当する額を記録した新カードと引き換えることができる。

附 則（令和2年12月28日規則第60号、金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第3条による改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日規則第69号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第63号による改正）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年9月21日規則第55号）

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月11日規則第33号、金沢市規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第36号による改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条、第10条の2関係）

（平14規則99・追加、平21規則40・平27規則38・平29規則34・一部改正）

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

種別	品目	金額 (1点につき)	備考	
家具・ 寝具類	衣装掛け	500円		
	椅子	500円		
	オーディオラック	500円		
	カーペット	500円		
	カラーボックス	500円	2個までを1点とする。	
	鏡台	500円		
	ござ	500円	2枚までを1点とする。	
	サイドボード	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	座卓	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	収納ケース		500円	2個までを1点とする。
	収納棚	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	じゅうたん		500円	
	食器棚	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	ソファ	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	たんす	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	つい立て		500円	
	机	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	テーブル	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
	テレビ台		500円	
	戸棚	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

	のもの		
	布団	500円	2枚までを1点とする。
	ベッド	1,000円	マットレスを除く。
	ベビーベッド	500円	
	本棚	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	マットレス	スプリングあり	1,000円
		スプリングなし	500円
	毛布	500円	3枚までを1点とする。
	ロッカー	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	ワゴン	500円	
趣味・	オルガン	1,000円	
スポー	ギター	500円	
ツ・レ	クーラーボックス	500円	
ジャー	サーフボード	500円	
用品類	車両用ルーフボックス	500円	
	水槽	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	スキー板	500円	
	スノーボード	500円	
	滑り台	500円	
	卓球台	1,000円	
	トランク	500円	
	トレーニング機器	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	バスケットゴール	1,000円	
	ブランコ	500円	
その他	アコーディオンカーテン	500円	
	カーテンレール	500円	2本までを1点とする。
	ガス台	500円	
	家庭用焼却炉	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	げた箱	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円
		最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円
	米びつ	500円	

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

障子		500円	2枚までを1点とする。
洗面化粧台	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
畳		500円	
調理台	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
流し台	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
長持	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
波板		500円	2枚までを1点とする。
はしご		500円	
ふすま		500円	2枚までを1点とする。
仏壇	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
ペット小屋	最大の辺又は径が140センチメートルを超えるもの	1,000円	
	最大の辺又は径が140センチメートル以下のもの	500円	
ベニヤ板		500円	2枚までを1点とする。
ベビーカー		500円	
ベビーバス		500円	
マット		500円	2枚までを1点とする。
物干しざお		500円	2本までを1点とする。
物干し台		500円	
浴槽		500円	

別表第2（第8条の2関係）

（平23規則43・追加、平29規則34・一部改正）

- 1 ペットボトル
- 2 プラスチック製の容器（ペットボトルを除く。）及び包装
- 3 古紙
- 4 衣類その他の布類
- 5 次に掲げる電気機械器具
 - (1) アイロン
 - (2) カーステレオ
 - (3) 空気清浄機
 - (4) クッキングヒーター
 - (5) 照明器具
 - (6) 食器洗浄機

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

- (7) ステレオ
- (8) スピーカー
- (9) 扇風機
- (10) DVDプレーヤー
- (11) 電気コード
- (12) 電気こたつ
- (13) 電気炊飯器
- (14) 電気スタンド
- (15) 電気ストーブ
- (16) 電気掃除機
- (17) 電気ポット
- (18) 電子レンジ
- (19) ハロゲンヒーター
- (20) パネルヒーター
- (21) ビデオテープレコーダー
- (22) ファンヒーター
- (23) 複写機
- (24) 布団乾燥機
- (25) プリンター
- (26) ヘアドライヤー
- (27) ラジオ受信機
- (28) ラジオ受信機付きテープレコーダー
- (29) レーザーディスクプレーヤー
- (30) レコードプレーヤー
- (31) ワードプロセッサ
- (32) 前各号に掲げる物以外の電気機械器具

6 次に掲げる金属製品及び金属を含む物（前項に掲げる物を除く。）

- (1) 一輪車
- (2) カセットこんろ
- (3) 鎌
- (4) ガスレンジ
- (5) 脚立
- (6) 金庫
- (7) くわ
- (8) こんろ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) 三輪車
- (11) 収納棚
- (12) 自転車
- (13) 自動車用ホイール
- (14) 除雪用具
- (15) スコップ
- (16) スプーン
- (17) 石油ストーブ
- (18) 台車
- (19) 手押し車
- (20) 鉄あれい
- (21) 鉄板
- (22) トタン
- (23) 鍋

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

- (24) バケツ
- (25) パイプ
- (26) フライパン
- (27) 包丁
- (28) 窓枠
- (29) やかん
- (30) 前各号に掲げる物以外の金属製品及び金属を含む物

別表第3（第21条関係）

（平8規則21・平12規則47・平13規則59・一部改正、平14規則99・旧別表・一部改正、平23規則35・一部改正、平23規則43・旧別表第2繰下）

報告すべき者	報告すべき内容	報告書の名称	報告書の提出期限
一般廃棄物収集運搬業者 （し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集又は運搬を業とする者に限る。）	1月ごとの一般廃棄物の収集量又は運搬量	一般廃棄物収集・運搬状況報告書（様式第22号）	翌月10日
一般廃棄物処分業者 （し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の処分を業とする者に限る。）	1月ごとの一般廃棄物の処分量	一般廃棄物処分状況報告書（様式第23号）	翌月10日
一般廃棄物収集運搬業者 （し尿及び浄化槽汚泥の収集又は運搬を業とする者に限る。）	1月ごとのし尿及び浄化槽汚泥の収集量又は運搬量	し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書（様式第24号）	翌月10日
一般廃棄物処理施設設置者 （法第8条第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を設置する者に限る。）	前年度に処理した一般廃棄物の処理の実績	一般廃棄物処理実績報告書（様式第25号）	次年度の6月30日
産業廃棄物処理施設設置者	前年度に処理した産業廃棄物の処理の実績	産業廃棄物処理実績報告書（様式第26号）	次年度の6月30日
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の設置者	法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更	特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書（様式第27号）	当該特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、又は変更した日から30日以内
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の設置者	前年度に処理した特別管理産業廃棄物の処理の実績	特別管理産業廃棄物処理実績報告書（様式第28号）	次年度の6月30日
産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者	前年度に処理した産業廃棄物の収集及び運搬の実績	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬実績報告書（様式第29号）	次年度の6月30日
産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	前年度に処理した産業廃棄物の処分の実績	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第30号）	次年度の6月30日

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第1号(第5条関係)

大規模建築物		年度区分 種類	年度実績報告(年 月～ 年 月)				年度計画(年 月～ 年 月)					
名称	所在地		廃棄物発生量 t/年 (A)	処 理 区 分			再利用率 (B/A)	廃棄物発生量 t/年 (A)	処 理 区 分			再利用率 (B/A)
				廃	棄	再 利 用			廃	棄	再 利 用	
所有者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		1	処分量	処分先	再利用率(B)	処理業者		処分量	処分先	再利用率(B)	処理業者	
建築物の規模	地上階延べ面積	4										
占有者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		5										
職員数	人	6										
年間訪問者	人	7										
建築物の用途	事務所	8										
	店舗	9										
	住居	10										
	その他	11										
廃棄物管理の責任者名		12										
役職名		13										
氏名		14										
		15										
		16										
		17										
		18										
		計										

今年度廃棄物処理業者調べ		前年度実績自己評価	現在の再利用の具体的方法	今後再利用可能な品目及びその方法
廃棄物の種類	処理業者名			

様式第2号(第6条関係)

廃棄物管理責任者選任届 年 月 日 (あて先)金沢市長 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第19条第3項の規定により、 廃棄物管理責任者を選任したので届け出ます。		
大規模建築物	所在地	金沢市
	名称	
廃棄物管理責任者	役職名	
	氏名	
	連絡先	
	選任年月日	年 月 日

様式第3号（第11条関係）

（表）

廃 棄 物 カ ー ド
発行年月日
No.

（裏）

（この欄には、廃棄物カードの取扱いについての注意事項を記載すること。）

様式第3号の2（第11条の3関係）



備考 容量種別は、5リットル、10リットル、20リットル、30リットル及び45リットルとする。

様式第3号の3(第11条の4関係)

その1

金沢市ごみ処理券	
(金額種別)	
収 集 日	
受 付 番 号 又 は 氏 名	

備考 金額種別は、500円、1,000円及び9,900円とする。

その2

金沢市犬、猫等死体処理券	
(金額種別)	
収集日	
受付番号又は氏名	

備考 金額種別は、2,400円及び5,700円とする。

様式第 4 号(第 12 条関係)

廃棄物処理手数料減免申請書			
(宛先)金沢市長		年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)			
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第 35 条の規定により、廃棄物 処理手数料の減免を申請します。			
減免を受けようとする 廃棄物処理手数料			
手 数 料 の 金 額	円	減 免 を 受 け た い 額	円
減 免 申 請 理 由			

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第4号の2(第12条の3関係)

保 管 場 所 届 出 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者(保管事業者) 住所
氏名

[]

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第42条第1項の規定により、保管場所について次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地等	所在地		
	面積 (m ²)		
	土地所有者等	氏名 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	
住所 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕			
保管を行う産業廃棄物	種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	数量 (m ³ 又はt)		
産業廃棄物の保管及び処理に関する計画	保管する方法		① 屋内で保管 ② 屋外で保管 ③ その他()
	保管する産業廃棄物の積上げ高さ (m)		
	保管する産業廃棄物の種類ごとの搬出先		
	保管する産業廃棄物の種類ごとの処分方法		
自ら中間処理を行う施設の有無			有 ・ 無
保管場所として使用を開始する日			年 月 日
保管場所として使用を終える予定の日			年 月 日

備考

- 届出者の「住所」及び「氏名」の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 「面積」の欄は、同一事業場(土地)内に保管場所が2か所以上ある場合はそれぞれの保管場所の合計面積を記入し、中間処理のための保管を行う場合は産業廃棄物の受入れに係る保管場所及び処理された産業廃棄物の保管場所の合計面積を記入してください。
- 「数量」の欄は、保管する産業廃棄物の最大の量を記入してください。
- 「保管する方法」の欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 「保管する産業廃棄物の積上げ高さ」の欄は、積み上げる産業廃棄物の最大の高さを記入してください。
- 保管場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。

様式第4号の3(第12条の7関係)

保管場所変更・廃止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者(保管事業者) 住所
氏名

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第42条第1項の規定により届け出た保管場所に係る届出事項について変更が生じたので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出を産業廃棄物の保管の用に供しなくなりました。

変更又は廃止の日	年 月 日	
保管場所の所在地		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の理由		

備考

- 届出者の「住所」及び「氏名」の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 保管場所の所在地、面積等を変更する場合は、変更後の保管場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。

様式第4号の4(第12条の8関係)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 第42条第3項の規定による産業廃棄物の保管場所の表示	
保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
保管場所の面積	m ²
保管する産業廃棄物の数量	m ³ 、t
保管する産業廃棄物の積上げ高さ	m
保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先	

備考 表示の大きさは、縦60センチメートル以上、横60センチメートル以上とします。

様式第5号(第14条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第56条第1項又は第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	
金沢市長 印	

(裏)

<p>金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(抜粋)</p> <p>(この欄には、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第56条、第59条及び第60条の条文を記載すること。)</p>
--

様式第 6 号(第 15 条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集 運搬業の 許 可 許可の更新 を受けたいので申請します。	
事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
事務所の所在地 及 び 名 称	
事業場の所在地	
車両、船舶、器材の 種 類 及 び 数 量	
収集・運搬の料金	
事業開始予定年月日 (許可の更新を申請する場合は、記入不要)	年 月 日

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の配置図、写真及び付近の見取図
 - 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
 - 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - 7 事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - 8 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 9 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 10 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前の年における市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 11 履歴書(法人にあつては、役員)
 - 12 従業員名簿
 - 13 収集・運搬車の車庫、積替場等の配置図、設計図(積替場に限る。)、写真及び付近の見取図
 - 14 収集・運搬車の写真(真正面及び真横)及び車検証の写し
 - 15 その他市長が必要があると認める書類
- (注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち 6、7、9、10 及び 15 以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

様式第7号(第15条関係)

一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分 業の 許 可 許可の更新 を受けたいので申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事務所の所在地 及 び 名 称	
事業場の所在地	
事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場 所及び処理能力(最終 処分場の場合は、埋立 地の面積及び埋立容 量)	
施設 の 処 理 方 式、 構造及び設備の概要	
処 分 の 料 金	
事業開始予定年月日 (許可の更新を申請す る場合は、記入不要)	年 月 日

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。)を証する書類
- 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 7 処分(最終処分を除く。)後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 8 事業を的確に行うに足る技術的能力を説明する書類
- 9 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 10 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前年における市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 12 履歴書(法人にあつては、役員)
- 13 従業員名簿
- 14 その他市長が必要があると認める書類

(注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち6、8、10、11及び14以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

様式第 8 号(第 15 条関係)

一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので申請します。			
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	

添付書類及び図面

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更に係る事業の用に供する施設の配置図、写真及び付近の見取図
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 7 事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 8 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 9 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 10 履歴書(法人にあっては、役員)
- 11 従業員名簿
- 12 収集・運搬車の車庫、積替場等の配置図、設計図(積替場に限る。)、写真及び付近の見取図
- 13 収集・運搬車の写真(真正面及び真横)及び車検証の写し
- 14 その他市長が必要があると認める書類

様式第 9 号(第 15 条関係)

一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物 処分業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので申請します。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

添付書類及び図面

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
- 3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類
- 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 7 処分(最終処分を除く。)後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- 8 事業を的確に行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 9 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 10 申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前の年における市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 12 履歴書(法人にあつては、役員)
- 13 従業員名簿
- 14 その他市長が必要があると認める書類

様式第 10 号(第 16 条関係)

第 号	
年 月 日	
一般廃棄物収集運搬業許可証	
住所 氏名	様
金沢市長 印	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の許可を受けた者であることを証します。	
許 可 年 月 日	年 月 日 許可番号
事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
事業の範囲(取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
許 可 の 有 効 期 限	年 月 日
許 可 の 更 新 ・ 変 更 の 状 況	
条 件	
備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第 11 号(第 16 条関係)

第 号			
年 月 日			
一般廃棄物処分業許可証			
住所			
氏名 様			
金沢市長 印			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の許可を受けた者であることを証します。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
事務所の所在地及び名称			
事業場の所在地			
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)			
許可の有効期限	年 月 日		
許可の更新・変更の状況			
条 件			
備考			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

様式第 12 号(第 16 条関係)

許 可 証 再 交 付 申 請 書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛先)金沢市長 住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) の許可証を 亡失 したので金沢市廃棄物の減量化及び適正 損傷 処理に関する規則第 16 条第 2 項の規定により、許可証の再交付を申請します。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
亡失し、又は損傷した年月日	年 月 日		
亡失し、又は損傷した理由			
添付書類 損傷した場合にあつては、損傷した許可証			

様式第 13 号(第 17 条関係)

一般廃棄物処理業廃止・変更届出書 年 月 日		
(宛先)金沢市長		
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に関する以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容		
廃止・変更の理由		
添付書類 廃止の場合にあつては、許可証		

様式第 13 号の 2(第 18 条の 2 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		
年 月 日		
(宛先)金沢市長		
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種 類		
<p>一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)</p>		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
※ 許 可 の 年 月 日	年 月 日	
※ 許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	
△一般廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理 方式	
	一般廃棄物処理施設の構造 及び設備	
	処理に伴い 生ずる排ガ ス及び排水	量 処理方法(排 出の方法(排 出口の位置、 排出先等を含 む。)を含 む。)
	設計計算上達成することが できる排ガスの性状、放流 水の水質その他の生活環境 への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設 の構造等に関する事項		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する 未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

様式第 13 号の 3(第 18 条の 3 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
(宛先)金沢市長		年 月 日	
申請者 住 所			
氏 名			
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	面積 m^2	面積 m^2	
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する 未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

様式第 13 号の 4(第 18 条の 4 関係)

第 号	
年 月 日	
一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証	
住 所	
氏 名 様	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条第 1 項 の規定により、設置(変更)の許可 第 9 条第 1 項 を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。	
金沢市長 印	
許 可 の 年 月 日	許 可 番 号
施設の種類及び 処 理 す る 一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に 石綿含有一般廃棄物 又は水銀処理物が含 まれる場合は、その 旨を含む。)	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守してくだ さい。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受 けてください。 3 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書を提出し、職員の検査を 受けてください。

様式第 13 号の 5(第 18 条の 5 関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項(同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前の検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
し ゅ ん 功 の 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 14 号(第 19 条関係)

第 号 年 月 日			
一般廃棄物・産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書 様			
金沢市長			印
年 月 日付けで申請のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 2 第 5 項(同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。) 第 15 条の 2 第 5 項(同法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。) の規 定による 一般廃棄物 処理施設の使用前の検査の結果は、次のとおりであったの 産業廃棄物 で通知します。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
設 置 場 所			
検 査 結 果			

様式第14号の2(第19条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書		年 月 日
(宛先) 金沢市長		
申請者 住 所 氏 名		
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号

様式第14号の3(第19条の3関係)

年 月 日 第 号	
定期検査結果通知書	
住 所 氏 名	様
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。	
金沢市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

様式第 14 号の 4(第 19 条の 4 関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書				
(宛先)金沢市長		年 月 日		
		届出者 住 所 氏 名		
		(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
<p>一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>				
一般廃棄物処理施設の名称				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		年 月 日 第 号		
	△ 軽 微 な 変 更			
	氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更			
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 1 号から第 5 号まで又は第 5 条の 9 の 2 に掲げる事項の変更			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項の変更			
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍	
	氏 名	役職名・呼称	住 所	
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日		
備考				
<p>1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p> <p>2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項の変更」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 11 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定による届出の場合は、当該欄の記載は不要です。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。</p>				

様式第 14 号の 5(第 19 条の 5 関係)

(表面)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 年 月 日 (宛先)金沢市長 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名		
設 置 の 場 所			
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号 又 是 届 出 の 年 月 日	年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状

様式第 14 号の 6(第 19 条の 6 関係)

(表面)

設 置 の 場 所	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日 (宛先)金沢市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条第 5 項(同法第 9 条の 3 第 11 項において準 用する場合を含む。) の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいの で、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号又は届出の 年 月 日	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般 廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準 適合水銀処理物が含まれる場合は、そ の旨を含む。)及び数量	種 類
	数 量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に 関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	

(裏面)

埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。 2 「保有水等」とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいいます。 3 「覆い」とは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいいます。 4 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。 	

様式第 14 号の 7（第 19 条の 7 関係）

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
（宛先）金沢市長	年 月 日
	申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 用する場合を含む。）	第 9 条第 5 項（同法第 9 条の 3 第 11 項において準 第 9 条の 2 の 3 第 2 項
の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいの で、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	

(裏面)

備考

- 1 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。
- 2 「覆い」とは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいいます。
- 3 「講じた措置」とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいいます。
- 4 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第 15 号(第 20 条関係)

第 号 年 月 日					
一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善・使用停止命令書					
様					
金沢市長 印					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 9 条の 2 第 1 項 第 15 条の 2 の 7 の規定により、次のと					
あり 一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設の 改 善 使用の停止 を命じます。					
処 理 施 設	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号		
	種 類				
	設 置 場 所				
	施 設 番 号				
改善又は使用の停止を命ずる事項					
改善又は使用の停止を命ずる理由					
使用の停止期間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)			
備考					
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 金 沢 市 長 石 川 県 知 事 に対して審査請求をすることができます。					
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。					
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					

様式第15号の2(第20条の2関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
(宛先) 金沢市長		
申請者 住 所 氏 名		
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日	年	月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号

(裏面)

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入してください。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載してください。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付してください。
- 6 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載してください。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載してください。
- 7 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入してください。
- 8 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。
- 9 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第15号の3(第20条の3関係)

住所 氏名	熱回収施設設置者認定証 様	年	第 月	号 日
	金沢市長			印
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。				
認定の年月日		年	月	日
認定の有効年月日		年	月	日
認定番号				
熱回収施設の設置の場所				
熱回収の方法				
熱回収に必要な設備				
熱回収率	%			
留意事項				

様式第15号の4(第20条の4関係)

熱回収施設休廃止等届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
(宛先) 金沢市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所 氏 名</div> (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由 年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由 (廃止・休止・再開の別) 年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容 理由 年月日 年 月 日
備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。 3 次に掲げる書類及び図面を添付してください。 (1) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図 (2) 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類	

様式第15号の5(第20条の5関係)

熱回収報告書		年 月 日
(宛先) 金沢市長		
報告者 住 所 氏 名		
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日	第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率		%
備考		
1 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。		
2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。		

様式第 15 号の 6(第 20 条の 6 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設設置届出書 (宛先) 金沢市長 届出者 名 称 代表者の氏名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		年 月 日
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 届 出 の 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力 面積 埋立容量		m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 m ² m ³
△一般廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い 生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含めてください。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 6 届出書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第 15 号の 7(第 20 条の 7 関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
(宛先)金沢市長		年 月 日	
届出者 名 称			
代表者の氏名			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 の 年 月 日		年 月 日	
変更の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	一般廃棄物処理施設の処理能力		
	変更後		変更前
	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間		m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間
	面積 m ² 埋立容量 m ³		面積 m ² 埋立容量 m ³
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

(裏面)

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含めてください。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

様式第 15 号の 8(第 20 条の 8 関係)

(第 1 面)

一般廃棄物処理施設 譲受け 借受け 許可申請書	
年 月 日	
(宛先)金沢市長	
申請者 住 所 氏 名	
(法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する 未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第 15 号の 9(第 20 条の 9 関係)

(第 1 面)

合併・分割認可申請書 (宛先)金沢市長		年 月 日
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
① 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所		
② 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類		
③ 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
⑤ 合 併 又 は 分 割 の 方 法 及 び 条 件		
⑥ 合 併 又 は 分 割 の 理 由		
⑦ 合 併 又 は 分 割 の 時 期		
※ 認 可 の 年 月 日	年 月 日	
※ 認 可 番 号		

様式第 15 号の 10(第 20 条の 10 関係)

(表面)

相続届出書 年 月 日 (宛先)金沢市長 届出者 住 所 氏 名 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備考			
1 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。			
2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。			

様式第 15 号の 11(第 20 条の 11 関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)	
年 月 日	
(宛先)金沢市長	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 17 の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の 4 月から 9 月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
埋立処分の終了後に行う維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載してください。	

様式第15号の12(第20条の12関係)

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理届出書	
(宛先)金沢市長	年 月 日 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の処理をするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間 面 積 m ² 埋立容量 m ³
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
備考 1 この届出書は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出してください。 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。	

様式第15号の13(第20条の13関係)

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理廃止等届出書 (宛先)金沢市長	
年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
産業廃棄物処理施設に係る変更 又は一般廃棄物処理の廃止の年月日	(変更・廃止) 年 月 日
産業廃棄物処理施設に係る変更 又は一般廃棄物処理の廃止の理由	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
備考 この届出書は、当該変更又は廃止の日から10日以内に提出してください。	

様式第 16 号(第 22 条関係)

再生利用個別指定業者指定申請書		年 月 日
(宛先)金沢市長		
住所 氏名		
(法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 22 条第 1 項の規定により、 一般廃棄物 産業廃棄物 の再生利用個別指定業の指定を申請します。		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名 称 及 び 所 在 地	
	再生活用業者の氏名又は名 称 及 び 所 在 地	
	再生輸送業者の氏名又は名 称 及 び 所 在 地	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 申請者が個人である場合には、住民票の写し

様式第 17 号(第 22 条関係)

第 号 年 月 日	
再生利用個別指定業指定証	
住所 氏名 様	金沢市長 印
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第 2 条第 2 号 第 2 条の 3 第 2 号 第 9 条第 2 号 の規定によ 第 10 条の 3 第 2 号	
り、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証します。	
指 定 年 月 日	年 月 日 指定番号
事 業 の 範 囲	再 生 活 用 及 び 再 生 輸 送 の 別
	取 り 扱 う 廃 棄 物 の 種 類
再 生 利 用 の 方 法	
取 引 関 係	

様式第 18 号(第 22 条関係)

再生利用個別指定業変更指定申請書		
(宛先)金沢市長		年 月 日
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 22 条第 3 項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を申請します。		
指 定 年 月 日	年 月 日	指定番号
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前
		変更後
	取り扱う廃棄物の種類	変更前
		変更後
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法		
変更に係る取引関係		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 6 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 8 申請者が個人である場合には、住民票の写し

様式第 19 号(第 23 条関係)

再生利用個別指定業廃止届出書			
			年 月 日
(宛先)金沢市長			
住所 氏名			
(法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)			
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 23 条第 1 項の規定により、 再生利用個別指定業の事業の 全部 一部 の廃止について届け出ます。			
指 定 年 月 日	年 月 日	指定番号	
全部 一部 の 廃 止 年 月 日			
廃 止 し た 事 業 の 範 囲			

様式第 20 号(第 24 条関係)

再生利用個別指定業変更届出書			
(宛先)金沢市長		年 月 日	
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)			
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 24 条第 1 項の規定により、再生利用個別指定業の変更について届け出ます。			
指 定 年 月 日	年 月 日	指定番号	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項	住 所 (法人にあつては、 事務所の所在地)	変更前	
		変更後	
	氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名	変更前	
		変更後	
	事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	変更前	
		変更後	
	再 生 利 用 の 目 的	変更前	
		変更後	
	再 生 利 用 の 方 法	変更前	
		変更後	
	取 引 関 係	変更前	
		変更後	

様式第 21 号(第 25 条関係)

再生利用個別指定業指定証再交付申請書			
		年 月 日	
(宛先)金沢市長			
住所 氏名			
(法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)			
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 25 条の規定により、再生利用 個別指定業指定証再交付について申請します。			
指 定 年 月 日	年 月 日	指定番号	
再 交 付 申 請 の 理 由			

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 22 号(別表第 3 関係)

その 1

一般廃棄物収集・運搬状況報告書(年 月分)						
年 月 日						
(宛先) 金沢市長						
住所 氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)						
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、次のとおり報告します。						
(単位 kg)						
廃棄物の種類		可燃物	不燃物	資源ごみ	その他 ()	合計
収集・運搬の内訳						
本市の区域内で収集した量						
内	本市の区域内の処分場へ運搬した量					
訳	本市の区域外の処分場へ運搬した量					
本市の区域内で収集した資源ごみの量						
内	本市の区域内の 再生場へ搬入 した量	鉄				
訳		アルミニウム				
		そ の 他				

備考 当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、廃棄物の種類の「その他」の欄にその数量を記入してください。

その2

収集事業所ごとの内訳(月分)

整理番号	名称	所在地	電話番号	廃棄物の内容(具体的に記入すること。)	収集量(kg/月)	収集回数(回/週)	処分先の名称	収集料金(円/月)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第23号(別表第3関係)

一般廃棄物処分状況報告書(年 月分)					
年 月 日					
(宛先) 金沢市長					
住所 氏名 (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)					
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第21条の規定により、次のとおり報告します。					
(単位 kg)					
廃棄物の種類 処分の内訳	可燃物	不燃物	資源ごみ	その他 ()	合計
焼却処分					
埋立処分					
固化処分					
資源化					
その他 ()					
保管					
合計					

備考 当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、廃棄物の種類の「その他」の欄にその数量を記入してください。

様式第 24 号(別表第 3 関係)

し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書 (年 月分)				
年 月 日				
(宛先)金沢市長				
住 所 氏 名				
(法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)				
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、次のとおり報告します。				
区 分	収 集 状 況			備 考
	件 数	収 集 量	金 額	
し 尿	一般くみ取り		kl	円
	特殊くみ取り			
	小 計			
浄化槽汚泥	一般くみ取り			
	特殊くみ取り			
	小 計			
合 計				

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 25 号(別表第 3 関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 実 績 報 告 書(年 度)

年 月 日

(宛先)金沢市長

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、 年度の一般廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

事業場の所在地 一般廃棄物処理施設の種類の	処理した一般廃棄物の種類と年間処理量(単位 t・m ³)				処理後の一般廃棄物の処分量(単位 t・m ³)			
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
合 計								

備考 処理した一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)を A 欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入してください。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 26 号(別表第 3 関係)

産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

(宛先)金沢市長

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、 年度の産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

事業場の所在地	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量(単位 t・m³)				処理後の産業廃棄物の処分量(単位 t・m³)			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

備考 処理した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を A 欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入してください。

様式第 27 号(別表第 3 関係)

特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書 年 月 日	
(宛先)金沢市長	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、特別管理産業 廃棄物管理責任者の設置 変更 について、次のとおり報告します。	
事業場の所在地	
特別管理産業廃棄物管理責任者の役職名及び氏名	
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の年月日及びその理由	年 月 日 (理由)
特別管理産業廃棄物管理責任者が管理する特別管理産業廃棄物の種類	

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 28 号(別表第 3 関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

(宛先)金沢市長

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、
とおり報告します。 年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、次の

事業場の所在地											
特別管理産業廃棄物の種類											
発 生		自 家 処 理				委 託 処 理					
発生施設	発生量 (単位 t・m ³)	運 搬 先	処分場所	処分方法	処分量 (単位 t・m ³)	許可番号	受託者の氏名又は名称 住 所	運搬・処分の別 処分方法	委託量 (単位 t・m ³)		

備考

- 1 特別管理産業廃棄物の種類ごとに報告書を作成してください。
- 2 報告者が処理を委託した場合は、委託処理の欄の upper 段に収集運搬の内容を、下段に処分の内容を記載してください。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 29 号(別表第 3 関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬実績報告書(年度)
(収集運搬業)

年 月 日

(宛先)金沢市長

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、
年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告
します。

許可の種類	委託者(排出事業者又は収集運搬業者)		運 搬 先		引 き 渡 し た 者				
	許可番号	氏名又は名称 住 所	受 託 量 (単位 t・m ³)	名 称 住 所	運 搬 量 (単位 t・m ³)	許可番号	氏名又は名称 住 所	引 渡 量 (単位 t・m ³)	備 考
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類									

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第 30 号(別表第 3 関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(年度)
(中間処分業・最終処分業)

年 月 日

(宛先)金沢市長

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 21 条の規定により、
年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告
します。

許可の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)				年 月 日		年 月 日		許可番号		受 託 者			
	許可番号	氏名又は名称	受 託 量 (単位 t・m ³)	備 考	処分方法	処 分 量 (単位 t・m ³)	処 分 後 量 (単位 t・m ³)	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委 託 量 (単位 t・m ³)	備 考		
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	住 所				処 分 場 所		住 所							

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)				処分			受託者					
	許可番号	氏名又は名称 住所	受託量 (単位 t・m ³)	備考	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称 住所	委託内容	委託量 (単位 t・m ³)	備考	
						(単位 t・m ³)	(単位 t・m ³)						処分場所

備考

- 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があります。なお、処分業者からの再委託である場合は、その備考欄に(再)と記載してください。
- 処分を受託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「受託量」、「処分量」、「処分後量」及び「委託量」の欄にその数量を記入してください。
- 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその備考欄に(残)と、処分の再委託の場合にあっては(再)と記載してください。
- 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し、添付してください。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

（平16規則92・一部改正）

様式第3号（第11条関係）

（令2規則37・全改）

様式第3号の2（第11条の3関係）

（平29規則34・追加）

様式第3号の3（第11条の4関係）

（平14規則99・追加、平26規則40・一部改正、平29規則34・旧様式第3号の2繰下・一部改正、平30規則38・平31規則31・一部改正）

様式第4号（第12条関係）

（平12規則47・平14規則99・平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第4号の2（第12条の3関係）

（平16規則88・追加、平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第4号の3（第12条の7関係）

（平16規則88・追加、令2規則69・一部改正）

様式第4号の4（第12条の8関係）

（平16規則88・追加、平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第5号（第14条関係）

（平16規則88・全改）

様式第6号（第15条関係）

（平12規則123・平13規則59・平15規則108・平16規則92・平17規則62・平18規則82・平29規則46・令元規則20・一部改正）

様式第7号（第15条関係）

（平12規則123・平13規則59・平15規則108・平16規則92・平17規則62・平29規則46・令元規則20・一部改正）

様式第8号（第15条関係）

（平12規則123・平13規則59・平15規則108・平16規則92・平17規則62・平18規則82・令元規則20・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

（平12規則123・平13規則59・平15規則108・平16規則92・平17規則62・令元規則20・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（平17規則57・平28規則46・平29規則46・令4規則33・一部改正）

様式第11号（第16条関係）

（平17規則57・平28規則46・平29規則46・令4規則33・一部改正）

様式第12号（第16条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第13号（第17条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第13号の2（第18条の2関係）

（平12規則118・追加、平15規則108・平16規則92・平18規則82・平23規則35・平24規則40・平29規則46・令元規則20・一部改正）

様式第13号の3（第18条の3関係）

（平12規則118・追加、平12規則123・平15規則108・平16規則92・平18規則82・平23規則35・平24規則40・平29規則46・令元規則20・一部改正）

様式第13号の4（第18条の4関係）

（平12規則118・追加、平18規則82・平29規則46・令4規則33・一部改正）

様式第13号の5（第18条の5関係）

（平12規則118・追加、平16規則92・平23規則35・一部改正）

様式第14号（第19条関係）

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

(平12規則47・平12規則118・平15規則108・平23規則35・令4規則33・一部改正)

様式第14号の2(第19条の2関係)

(平23規則35・追加)

様式第14号の3(第19条の3関係)

(平23規則35・追加、令4規則33・一部改正)

様式第14号の4(第19条の4関係)

(平12規則118・追加、平16規則92・一部改正、平23規則35・旧様式第14号の2繰下・一部改正)

様式第14号の5(第19条の5関係)

(平12規則118・追加、平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第14号の3繰下・一部改正、平29規則46・一部改正)

様式第14号の6(第19条の6関係)

(平12規則118・追加、平12規則123・平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第14号の4繰下・一部改正、平29規則46・一部改正)

様式第14号の7(第19条の7関係)

(平29規則46・追加)

様式第15号(第20条関係)

(平12規則47・平15規則108・平17規則57・平23規則35・平28規則46・令4規則33・一部改正)

様式第15号の2(第20条の2関係)

(平23規則35・追加)

様式第15号の3(第20条の3関係)

(平23規則35・追加、令4規則33・一部改正)

様式第15号の4(第20条の4関係)

(平23規則35・追加)

様式第15号の5(第20条の5関係)

(平23規則35・追加)

様式第15号の6(第20条の6関係)

(平12規則118・追加、平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の2繰下・一部改正、平29規則46・一部改正)

様式第15号の7(第20条の7関係)

(平12規則118・追加、平12規則123・平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の3繰下・一部改正、平29規則46・一部改正)

様式第15号の8(第20条の8関係)

(平12規則118・追加、平15規則108・平16規則92・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の4繰下・一部改正、平24規則40・令元規則20・一部改正)

様式第15号の9(第20条の9関係)

(平12規則118・追加、平13規則59・平15規則108・平16規則92・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の5繰下・一部改正)

様式第15号の10(第20条の10関係)

(平12規則118・追加、平15規則108・平16規則92・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の6繰下・一部改正、平24規則40・令元規則20・一部改正)

様式第15号の11(第20条の11関係)

(平12規則118・追加、平12規則123・平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の7繰下・一部改正)

様式第15号の12(第20条の12関係)

(平15規則108・追加、平16規則92・平18規則82・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の8繰下・一部改正、平29規則46・一部改正)

様式第15号の13(第20条の13関係)

(平15規則108・追加、平16規則92・一部改正、平23規則35・旧様式第15号の9繰下・一部改正)

様式第16号(第22条関係)

(平16規則92・平17規則62・令2規則69・一部改正)

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則

様式第17号（第22条関係）

（令4規則33・一部改正）

様式第18号（第22条関係）

（平16規則92・平17規則62・令2規則69・一部改正）

様式第19号（第23条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第20号（第24条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第21号（第25条関係）

（平16規則92・令2規則69・一部改正）

様式第22号（別表第3関係）

（平16規則92・平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第23号（別表第3関係）

（平18規則82・全改、平29規則46・一部改正）

様式第24号（別表第3関係）

（平16規則92・平29規則46・一部改正）

様式第25号（別表第3関係）

（平12規則47・追加、平13規則59・平16規則92・平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第26号（別表第3関係）

（平13規則59・追加、平16規則92・平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第27号（別表第3関係）

（平13規則59・追加、平16規則92・平29規則46・一部改正）

様式第28号（別表第3関係）

（平13規則59・追加、平16規則92・平29規則46・一部改正）

様式第29号（別表第3関係）

（平13規則59・追加、平16規則92・平18規則82・平29規則46・一部改正）

様式第30号（別表第3関係）

（平13規則59・追加、平16規則92・平18規則82・平29規則46・一部改正）